

F A X メ ッ セ ー ジ

所属1: 弁護士

所属2:

氏名: 朴 元淳 先生

様

Etsuro Totsuka: Tel. (82 344) 967 7318
Fax. / Tel. (82 344) 967 3778
信 605-1701, Puyong Apt., 936, Hwajong-
元 Dong, Deokyang-Ku, Koyang-Shi,
Kyonggi-Do, ROK (South Korea) 412-270

本票を含めて (6) 枚

これからメッセージをおくります。

Dear Mr Park,

★I am sending you my criticism against
AWF. I hope you can read it.

★My opinion against the letter from
Prof Takasaki and Wada was sent to you
through Korean Council. The cover
letter includes it. Although it is
short, major points are said enough.

★That letter triggered the arguments
between the Korean Council and them.
This is the direct cause that the deb-
ate was set up. So, you should obt-
ain the translation of their letters.

The Korean Council has the Korean tr-
anslation.

★I hope you can get the recent inform-
ation from my paper, which was sent to
you earlier today. You can show it to
your friend in the Bar Association.

〔国民基金に対する批判の要点について〕

☆☆〔日本の論点〕（96年11月出版）著者戸塚悦朗（以下同じ）

☆（被害者側の反対運動）韓国・台湾では、被害者と支援団体、政府当局、議会がそろって国民基金受取を拒否してきた。国民基金受取容認の是非で被害者団体が分裂したフィリピンでも、7名が受取りを希望しただけだ（96年9月3日読売新聞）。

☆（日本軍「慰安婦」問題と国連・ILOの勧告）

オランダ女性が被害者だったが、バタビア軍事法廷で日本軍人らは強制売春・強姦など戦争犯罪で有罪判決を受け、日本政府はこの判決を受諾した。同じ行為を「アジア人被害者の場合は犯罪でない」とは誰も主張できないだろう。

権威あるNGO・国際法律家委員会（ICJ）は、94年日本政府の法的主張を批判し、〔日本政府は、これらを承認の上謝罪し、被害者に国家補償すべきである。〕などと国連に報告した。国連人権小委員会は、95年「行政的審査会の設置」及び「紛争解決機関」（常設仲裁裁判所）による国際仲裁などによる解決を日本政府に勧告した。国連人権委員会任命のクマラスワミ特別報告者は、96年2月ICJと人権小委員会の勧告を採用した報告書（責任者処罰勧告を含む）を公表した。日本政府の強硬な報告書「拒絶」要求を退け、人権委員会は同年4月同報告書を「留意し」、公認した。他方、国際労働機構（ILO）専門家委員会は、同年3月日本軍「慰安婦」への行為を「（強制労働）条約に違反する性奴隷と特徴づけられるべきであると認める」との報告書を公表した。

☆（補償は日本国家が行わなければ意味がない）

橋本首相は「道義的責任」をとるとした。それなら、道義的問題行為の主体である日本軍＝国（現日本国は責任を承継した）が補償すべきである。国民基金政策を知ったICJ調査団のパランジャペ弁護士は、「馬鹿げている。姉が犯罪を犯したのに、妹に刑務所へ行けというのと同じ」と慨嘆した。これが正義に反することは誰にも分かる。

国家補償は、国の公式謝罪が誠意あるものであることの象徴として必要である。真の公式謝罪と国家補償は一体であるべきものである。

☆（法的責任の問題）

奴隷・犯罪など過去の行為当時の（第1の）法的責任の問題については、既に述べた。第2の法的責任問題は、「サ条約や日韓協定などによって補償問題は解決済みで、今は法的責任がない」と言えるかどうかだ。日本政府は、国連でこう主張し続けたが、国連機関などはこの弁解を認めなかった。筆者の見解は、以下の通りである。①日韓協定などの条約は、経済問題に関するものだ。重大人権侵害など人身傷害問題は含まれなかったという国連機関などが見解が正しいと考える。②65年日韓協定当時、日本政府は日本軍「慰安婦」制度の存在を公的に認めていなかった。存在しない問題に関しては条約を結ぶ意図はないはずだから、日韓協定外だったとすべきである。だから、日本は国家補償すべき法的責任がある。第3の法的責任問題がある。①日本政府は、強制労働条約や婦女売買禁止条約違反などの行為を処罰すべき義務が現在もある。国際法上の義務には時効はない。刑事

問題なので、いかなる二国間賠償条約（財産問題のみが対象）もこの義務を解除していない。日本は、日本軍性奴隷加害者を一人も処罰してこなかった。現在も続くこの継続的不作為自体が国際法違反だ。不処罰は、補償義務を生む。②1990年以降日本軍性奴隷問題で、日本政府は虚偽の言辞を弄して被害者の名誉を損ね続けている。この法的責任は、過去の法的責任とは別個で、二国間条約で解決済みとの弁解は通用しない。

★（まとめ）日本政府・国会は、被害者・被害民族・世界の女性と真の和解を実現すべき。

★★「国民基金の中心的存在である連合が、今年6月にILO国際労働会議出席者の配布した「連合の見解に対する批判と疑問」（法学セミナー97年8月号）

①首相のいわゆる「謝罪」がなぜ十分なのか。首相の手紙には「謝罪」(apology)と言う日本語はなく、「おわびと反省の気持ち」としかない。首相の公的謝罪というが、「私の気持ち」の表明であって、英文ではもっとはっきり「私の個人的(personal)気持ち」とされていて、国家によるものか不明である。「多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」主語は「いわゆる従軍慰安婦問題」でしかない。行為主体が日本軍であることを認めていない。だから、「当時の軍の関与の下に」行為を行った主体は「業者である」と言う言い抜けができる。国際法違反を認めていないことはもとより、国際法違反行為・犯罪に違なりそうな一切の「強制性」（非任意の行為）も認めていない。これでは、首相の党である自民党の多くの議員が主張する「売春婦だった」との主張を許すことになるではないか。

②「見解」は、「日本政府による医療福祉支援事業の開始」との題目で、「日本政府は、住宅の改善、ケア事業、治療及び医薬品の支援を受けることを希望する元慰安婦に対して、かかる支援の提供を開始した」という。これは正しくない。国民基金が事業主体であることには全く触れられていない。「実質的には」などという言葉もない。これを読んだ関係者は、「日本政府が国家補償した」と誤解するだろう。「国家個人補償はできない」との政策のために、医療福祉事業予算は、政府から被害者に直接支払われない仕組みになっている。実際に政府が支払うのなら、被害者側全体が受諾した可能性さえある。民間基金の事業だから拒否されたのだ。医療福祉事業の主体はあくまでも「国民基金」であることがくどいほど国会で強調された。予算上の扱いもそうだ。政府の被害者への直接の医療保護支援ができるような立法措置を取るよう強い要求が国会でなされたが、政府は拒否した。だが、「見解」は、民間基金事業を政府事業であるかのように主張している。

③なぜ、連合は民間基金事業だけで政府の行為として十分と言うのか。専門家委員会勧告は「被害者の期待に沿う」ことを希望している（被害者は国家補償を求めている）。それを「支持する」と言いながら、又韓国の大多数の被害者と政府が国民基金支払開始に強く抗議していることを知っているのに、「特に韓国における元慰安婦のための活動の実行を加速することを強く希望する」という結論はなぜなのか。国際紛争を紛糾させるばかりだ。被害者側全体との和解を実現する国家補償立法実現をこそ求めるべきではないか。

④「連合は、専門家委員会の勧告を支持する」という。それなら連合「見解」として何故強制労働条約違反をはっきり認めなかったのか。同勧告の核心はそこにある。因に専門家

委員会によって条約違反を指摘されたウクライナなどの政府は、基準適用会議委員会審議で率直に違反を認めていた。日本政府はそれを全く認めていないのだから、国際労働会議でなおこれを討議する必要があるのではないか。何故討議を妨害するのか。

⑤自治労の方針＝国家補償立法はどこへ行ってしまったのか。自治労の中嶋氏が連合の責任者として会議に出席していながら、その要求が「見解」のどこにもない。それなしで、日本政府の行為として「十分」とまで言いきったのはなぜか。

実は、筆者が判断を誤った最大の原因は、中嶋氏の言葉を信じていたからだ。同氏はかの国民基金関係者と話し合ったときのことで、国民基金の評価は異なっていたが、いつの日か国家補償立法を実現すべきであることでは一致した。同氏は、「自治労は国家補償立法を推進してきた。しかし日本の国会議員はだめだ。ただ一人の国会議員も国家補償立法を提案できない。だから国民基金しかないとなった」と言う。筆者は議員立法を提案するよう国会議員に働きかけることを約し、中嶋氏は「自治労は国家補償立法の旗を下ろしていない。一人でも提案議員ができれば自治労は全力を上げて立法を推進する」と意見が一致し、固く握手して別れた。ところが、議員立法による解決への動きが現実化した今年初めこのことだ。「自治労が民主党の立法解決の提案（日本軍性奴隷被害者への国家補償立法案など）を阻止しようとしている」という情報があって、信じられなかった。自治労・連合次第で、国際労働会議の公式討議が実現した。その場合は、局面が転換し、国家補償立法の推進ができた。そうすれば真の和解へ大きな跳躍ができた可能性がある。何故その大切な機会をつぶそうとしたのか。「裏切られた」と強い衝撃を受けた。「見解」は、ILOを誤らせ、被害者の救済と真の和解への道を塞いだ。「公式に撤回されるべきだ」と考えるのは、筆者だけだろうか。多くの労組・市民団体の意見を聞いてみたい。

☆☆国民基金2周年とプロセスの問題【法学セミナー・日本が知らない戦争責任】（97年9月号原稿）

（国民基金に対する内外の最近の批判的評価）

☆「風圧の中、細々支給、『アジア女性基金』発足2周年、実績、韓・比で25人」（97年7月19日付読売新聞）と、民間基金による日本軍性奴隷問題の被害者全体との和解は、入口も見えていない。国民基金の設置、実施のプロセスに問題があった。

☆アムネスティ・インターナショナル97年版年次報告書（資料、6月18日公表）は、クマラスワミ勧告、日本政府の民間基金政策の維持・支払開始を対比し、大部分の被害者が基金の支払を拒絶し、国家補償要求を続けていることを報告した。民間基金政策は国際関心事として定着した。

☆日本弁護士連合会（鬼追明夫会長）は、7月3日日本政府（橋本龍太郎首相）に対し勧告書を提出し、「女性のためのアジア平和国民基金の活動が、台湾においては従軍慰安婦、政府当局、国民党、民進党、新党等の支持を受けられない状況」にあることから、「日本政府は、台湾において基金による解決の見通しが困難になっていることを十分に認識し、早急に新たな立法解決に取り組むべきである」と勧告した。

勧告が根拠とした日弁連調査報告書は、中日台北経済文化代表処が、国民基金の担当者は「台湾内でなりふり構わず慰安婦らと接触を試み、説得しようとしているが、このようなことは被害者女性を騙すようなものであり、いたずらに混乱を生じさせているだけであると評価されている」と述べたと報告している。

★(国民基金関係者の韓国側批判の手紙の問題)

和田春樹(国民基金呼びかけ人)・高崎宗司(同審議委員長)両教授連名の「韓国の友人への手紙」が日韓間で問題になっている(共同通信6月20日配信「受け取り7人に深い心の傷、批判浴びて韓国元慰安婦」とする記事など)。手紙は、韓国内の被害者側の分断と相克に関わる。手紙は、国民基金に対抗して「慰安婦」支援の募金活動をしていた韓国の「日本軍慰安婦問題の正しい解決のための市民連帯」(挺対協などが結成)が、今年1月に国民基金からの支払を受け取った7名の元「慰安婦」を支給対象からはずすことを決めたことを批判し、7名を差別せず募金を支給するよう求めている。手紙が被害者側の分断・相克を癒すことなく、傷をさらに深め、日韓の関係をさらに遠くする方向に機能する可能性があることを憂慮している。

市民連帯による支払が7名に対してなされないことになったのは、基金の支払強行によって被害者側が分断された結果である。全体の被害者との和解を求めずに、一部被害者だけに支払を強行したことが混乱を招いた原因である。被害者側が分断されれば、韓国内の運動に分断、軋轢、混乱が起こるのは当然予想された。それは、筆者も警告した。それが十分予測できる状況で支払を強行し、果たして被害者側が分断され、相克が起きた。だから、その結果には基金側が責任を取る筋ではないだろうか。手紙が「善意」に基づく「友人」への意見であっても、「韓国側運動への攻撃」「被害国側を屈伏させようと論争をエスカレートしている」と受け取られないか。攻撃すれば、争いはなお先鋭になる。少なくとも加害者・認罪者側が被害者側に和解を求める適切な行為とは理解されないだろう。

★(国民基金とプロセスの問題)

基金関係者は、被害者への「善意」を強調してきた。しかし、それは、国民基金に同意する一部個人被害者に向けられたもので、被害者側全体との和解を実現するものではなかったことが問題であると指摘してきた。今回は、なぜ「善意」が関係を悪化させる結果となったのか、さらに考察を深めてみたい。結論からいうと、国民基金の設立・実施のプロセスに問題があったのではないかと思う。日本軍性奴隷問題の解決に至る過程で、国民基金推進者が直面した3つの大きな困難がある。筆者も同じ困難にぶつかっているので、よく理解できる。基金推進者は、「困難だ」とそれらへの対応を省略した。今でも「困難」だけを強調しがちだ。「いそがばまわれ」と言う。困難の一つ一つに誠実に対応していれば、この問題はすでに解決していた可能性さえある。

①立法解決の可能性の検討努力を省いた問題

基金推進論者は、「民間基金しか迅速な解決はない」「百万遍唱えても立法による解決は不可能」「立法には何十年もかかる」「法案を提案する議員が一人もいない」と主張し

て、日弁連が求めた立法解決に消極だった。今も「立法は困難」と言う。政府が提案しなくても、議員立法による方法がある。だが、基金推進者で議員立法要求を百万遍唱えた者はなかった。議員立法の具体的方法に精通している人もほとんどいず、政府に惑わされたのではないか。一部が実際議員立法の検討を試みたことは否定しない。その場合も両議院の法制局の協力が得られないと、「法技術的に不可能」と即断して、簡単にあきらめてしまったのではないか。時間をかけて十分協議すれば、法制局の協力は得られたはずだ。

②被害者側の同意を得る努力を省いた問題

どのような紛争でも被害当事者の事前同意なしに、一方的に和解案を公表してしまっただけでは和解実現は困難だ。了解なしに和解案を公表すれば、かえって紛糾する。弁護士が関与する場合は、通常事件でも公表前に依頼被害者に十分説明し、同意を得た上で和解交渉に入るのが職業的常識である。ましてや、前例のない国際的大事件では被害者側の同意を得る過程に特に大きな困難がある。国民基金推進者の多くも被害者側に立ってその利益を代弁していたのだから、基金案公表前にそのような配慮・努力をすることが必要だった。村山構想はなぜあのような性急さで公表されたのか。関係者は、なぜ公表前に被害者側に十分提案を説明し、同意を得る努力をしなかったのか。当時すでに、被害者側は民間基金提案に違和感・疑惑をもっていた。だから、なお慎重に事前説明と同意の原則を守るべきだった。しかし、筆者の知る限り、被害者側に十分事前説明も、同意を得る努力もなされなかった。その後の自社さ・与党3党の協議の間にも、被害者側から村山構想への反対が強く示されていた。国際法律家委員会の反対意見は、公表前に政府にも（後に与党3党にも）伝えられていた。だから、転換のチャンスはあった。だが、この間も舞台裏で被害者側に接触することなく一方的かつ強引に決定がなされ、決定後は、ただそれを押しつけるだけだった。基金設立後も被害者側の反対を無視し、各地で支払強行がなされた。そのため、和解どころか紛争を悪化させてしまった。

③政治的困難（民主主義的プロセス）の克服努力を省いたことの問題

どんなに合理的提案でも、日本で実現されなければならない。日本国内の政治的困難を克服しなければならないのだ。日本の市民社会と代議制の両者の民主主義の問題だ。日本国内でも、被害者側を支援する多数の市民団体が活動している。仮に国民基金について被害者側の同意が得られたとしても、国民基金支持者は、国内の市民団体にも、広く構想を説明し、協議すべきだった。それが、民主主義的社会的最低限の基本的ルールであろう。しかし、そのような努力はほとんどなされないまま、政府と与党3党だけの決定が権力的になされた。基金支持者は社会党出身首相という権力側に近かったので、この点を最重視した。社会党も国家補償原則より与党3党連立維持を重視した結果、国家補償を否定する自民党を含む与党3党が合意できる最大公約数から出発せざるを得なかった。そのため国家が明確な責任を取る象徴的行為としての国家の支払行為を欠く村山構想しか打ち出せなかった。市民団体間のコンセンサスを得るプロセスも省略し、与党3党内の見直し要求も無視した。反対の嵐の中で一方的に国民基金が設立され、支払が強行された。